

議 第 9 5 号

産業文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

本市産業文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 5 日提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市産業文化会館設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

新潟県柏崎市産業文化会館設置及び管理に関する条例（昭和 55 年
条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表中「8, 940」を「9, 840」に、「13, 420」を「
14, 760」に、
「

午後6時から午後10 時まで	10,300から 15,450まで	11,200から 16,800まで
午前9時から午後5時 まで	14,100から 21,160まで	15,280から 22,920まで
午後1時から午後10 時まで	18,420から 27,620まで	21,980から 32,980まで
午前9時から午後10 時まで	23,060から 34,600まで	27,630から 41,450まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	10,300から15,450まで	11,200から16,800まで
---------------	------------------	------------------

」に、

「

7,740から11,620まで
10,050から15,070まで

「

8,690から13,030まで
11,060から16,580まで

」を

」に、

「

午後6時から午後10時まで	11,410から17,120まで
午前9時から午後5時まで	15,580から23,360まで
午後1時から午後10時まで	20,330から30,490まで
午前9時から午後10時まで	28,300から42,460まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	11,410から17,120まで
---------------	------------------

」に、

「

午後6時から午後10時まで	1,930から2,890まで
午前9時から午後5時まで	3,140から4,720まで
午後1時から午後10時まで	3,470から5,210まで
午前9時から午後10時まで	5,340から8,010まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	1,930から2,890まで
---------------	----------------

」に、

「

午後6時から午後10時まで	2,860から4,300まで
午前9時から午後5時まで	5,230から7,850まで
午後1時から午後10時まで	6,450から9,670まで
午前9時から午後10時まで	9,260から13,880まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	2,860から4,300まで
---------------	----------------

」に、

「

午後6時から午後10時まで	1,040から1,560まで
午前9時から午後5時まで	1,830から2,750まで
午後1時から午後10時まで	2,250から3,370まで
午前9時から午後10時まで	2,960から4,440まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	1,040から1,560まで
---------------	----------------

」に、

「

午後6時から午後10時まで	1,620から2,420まで
午前9時から午後5時まで	2,030から3,050まで
午後1時から午後10時まで	2,680から4,020まで
午前9時から午後10時まで	3,590から5,390まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	1,620から2,420まで
---------------	----------------

」に、

「

午後6時から午後10時まで	1,300から1,940まで
午前9時から午後5時まで	1,800から2,690まで
午後1時から午後10時まで	2,100から3,140まで
午前9時から午後10時まで	2,750から4,130まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	1,300から1,940まで
---------------	----------------

」に、

「

午後6時から午後10時まで	1,620から2,420まで
午前9時から午後5時まで	2,240から3,360まで
午後1時から午後10時まで	2,740から4,100まで
午前9時から午後10時まで	3,700から5,560まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	1,620から2,420まで
---------------	----------------

」に、

「

午後6時から午後10時まで	1,390から2,080まで
午前9時から午後5時まで	1,980から2,960まで
午後1時から午後10時まで	2,740から4,100まで
午前9時から午後10時まで	3,520から5,280まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	1,390から2,080まで
---------------	----------------

」に、

「

午後6時から午後10時まで	720から1,080まで
午前9時から午後5時まで	1,430から2,150まで
午後1時から午後10時まで	1,500から2,250まで
午前9時から午後10時まで	2,330から3,490まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	720から1,080まで
---------------	--------------

」に、

「

午後6時から午後10時まで	920から1,380まで
午前9時から午後5時まで	1,830から2,750まで
午後1時から午後10時まで	2,060から3,100まで
午前9時から午後10時まで	2,980から4,480まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	920から1,380まで
---------------	--------------

」に、

「530から790まで」を「650から970まで」に、

「

午後6時から午後10時まで	920から1,380まで
午前9時から午後5時まで	1,360から2,040まで
午後1時から午後10時まで	1,830から2,750まで
午前9時から午後10時まで	2,180から3,260まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	920から1,380まで
---------------	--------------

」に、

「

午後6時から午後10時まで	2,460から3,700まで
午前9時から午後5時まで	4,110から6,170まで
午後1時から午後10時まで	4,940から7,410まで
午前9時から午後10時まで	7,400から11,100まで

」を

「

午後6時から午後10時まで	2,460から3,700まで
---------------	----------------

」に改め、

同表備考中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同表備考第7項中「第1項から第3項まで」を「第2項から第4項まで」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第6項中「第2項及び第3項」を「第3項及び第4項」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同表備考第1項中「第3項及び第6項」を「第4項及び第7項」に改め、同項を同表備考第2項とし、同表備考に第1項として次の1項を加える。

1 二以上の利用時間区分を連続して施設を利用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 午前 9 時から午後 5 時まで 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定を適用した後の額を合算した額

(2) 午後 1 時から午後 10 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定を適用した後の額を合算した額

(3) 午前 9 時から午後 10 時まで 午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定を適用した後の額を合算した額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市産業文化会館設置及び管理に関する条例（昭和55年12月20日条例第40号）

改正後					改正前				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
施設別	利用時間区分	金額の範囲（円）		備考	施設別	利用時間区分	金額の範囲（円）		備考
		平日	土曜日、日曜日及び休日				平日	土曜日、日曜日及び休日	
文化ホール	午前9時から正午まで	7,040から10,560まで	7,520から11,280まで	収容人員固定席413人	文化ホール	午前9時から正午まで	7,040から10,560まで	7,520から11,280まで	収容人員固定席413人
	午後1時から午後5時まで	9,840から14,760まで	9,790から14,690まで			午後1時から午後5時まで	8,940から13,420まで	9,790から14,690まで	
	午後6時から午後10時まで	10,300から15,450まで	11,200から16,800まで			午後6時から午後10時まで	10,300から15,450まで	11,200から16,800まで	
						午前9時から午後5時まで	14,100から21,160まで	15,280から22,920まで	
大ホール	午前9時から正午まで	8,690から13,030まで		597㎡	大ホール	午前9時から正午まで	7,740から11,620まで		597㎡
	午後1時から午後5時まで	11,060から16,580まで				午後1時から午後5時まで	10,050から15,070まで		
	午後6時から午後10時まで	11,410から17,120まで				午後6時から午後10時まで	11,410から17,120まで		

改正後			改正前		
第 1 会議室			午前 9 時から午後 5 時まで	15, 580から23, 360まで	78㎡
			午後 1 時から午後10時まで	20, 330から30, 490まで	
			午前 9 時から午後10時まで	28, 300から42, 460まで	
			午前 9 時から正午まで	1, 190から1, 790まで	
第 2 会議室			午後 1 時から午後 5 時まで	1, 540から2, 320まで	78㎡
			午後 6 時から午後10時まで	1, 930から2, 890まで	
			午前 9 時から午後 5 時まで	3, 140から4, 720まで	
			午後 1 時から午後10時まで	3, 470から5, 210まで	
第 2 会議室			午前 9 時から午後10時まで	5, 340から8, 010まで	134㎡
			時間利用 1 時間	450から670まで	
			午前 9 時から正午まで	2, 150から3, 230まで	
			午後 1 時から午後 5 時まで	2, 570から3, 860まで	

改正後		改正前	
第3会議室	午後6時から午後10時まで	2,860から4,300まで	50㎡
	時間利用 1 時間	720から1,080まで	
	午前9時から正午まで	760から1,140まで	
	午後1時から午後5時まで	1,070から1,610まで	
第4会	午後6時から午後10時まで	1,040から1,560まで	71㎡
	時間利用 1 時間	290から440まで	
	午前9時から正午まで	700から1,060まで	

改正後			改正前		
議室	午後 1 時から午後 5 時まで	1, 090から1, 630まで	午後 1 時から午後 5 時まで	1, 090から1, 630まで	
	午後 6 時から午後10時まで	1, 620から2, 420まで	午後 6 時から午後10時まで	1, 620から2, 420まで	
			午前 9 時から午後 5 時まで	2, 030から3, 050まで	
			午後 1 時から午後10時まで	2, 680から4, 020まで	
第 5 会議室	時間利用 1 時間	370から550まで	時間利用 1 時間	370から550まで	60㎡
	午前 9 時から正午まで	620から940まで	午前 9 時から正午まで	620から940まで	
	午後 1 時から午後 5 時まで	830から1, 250まで	午後 1 時から午後 5 時まで	830から1, 250まで	
	午後 6 時から午後10時まで	1, 300から1, 940まで	午後 6 時から午後10時まで	1, 300から1, 940まで	
			午前 9 時から午後 5 時まで	1, 800から2, 690まで	
			午後 1 時から午後10時まで	2, 100から3, 140まで	
			午前 9 時から午後10時まで	2, 750から4, 130まで	

改正後				改正前			
第 6 会 議室	時間利用 1 時間	290から430まで	78㎡	時間利用 1 時間	290から430まで	78㎡	
	午前 9 時から正午まで	840から1, 260まで		午前 9 時から正午まで	840から1, 260まで		
	午後 1 時から午後 5 時まで	1, 300から1, 940まで		午後 1 時から午後 5 時まで	1, 300から1, 940まで		
	午後 6 時から午後10時まで	1, 620から2, 420まで		午後 6 時から午後10時まで	1, 620から2, 420まで		
	午後 9 時から午後 5 時まで	2, 240から3, 360まで		午後 9 時から午後 5 時まで	2, 240から3, 360まで		
研修室	時間利用 1 時間	370から550まで	59㎡	時間利用 1 時間	370から550まで	59㎡	
	午前 9 時から正午まで	830から1, 250まで		午前 9 時から正午まで	830から1, 250まで		
	午後 1 時から午後 5 時まで	1, 140から1, 720まで		午後 1 時から午後 5 時まで	1, 140から1, 720まで		
	午後 6 時から午後10時まで	1, 390から2, 080まで		午後 6 時から午後10時まで	1, 390から2, 080まで		
	午後 9 時から午後 5 時まで	1, 980から2, 960まで		午後 9 時から午後 5 時まで	1, 980から2, 960まで		
	午後 1 時から午後10時まで	2, 740から4, 100まで		午後 1 時から午後10時まで	2, 740から4, 100まで		

改正後				改正前			
					午後 1 時から午後 10 時まで で	2, 060 から 3, 100 まで	
第 2 楽 屋	午前 9 時から正午まで	650 から 970 まで	57 m ²		午前 9 時から午後 10 時まで で	2, 980 から 4, 480 まで	
	午後 1 時から午後 5 時まで で	830 から 1, 250 まで		第 2 楽 屋	午後 1 時から午後 5 時まで で	530 から 790 まで	57 m ²
	午後 6 時から午後 10 時まで で	920 から 1, 380 まで			午後 6 時から午後 10 時まで で	920 から 1, 380 まで	
					午前 9 時から午後 5 時まで で	1, 360 から 2, 040 まで	
					午後 1 時から午後 10 時まで で	1, 830 から 2, 750 まで	
					午前 9 時から午後 10 時まで で	2, 180 から 3, 260 まで	
展示室	午前 9 時から正午まで	1, 830 から 2, 750 まで	126 m ²	展示室	午前 9 時から正午まで	1, 830 から 2, 750 まで	126 m ²
	午後 1 時から午後 5 時まで で	2, 440 から 3, 660 まで			午後 1 時から午後 5 時まで で	2, 440 から 3, 660 まで	
	午後 6 時から午後 10 時まで で	2, 460 から 3, 700 まで			午後 6 時から午後 10 時まで で	2, 460 から 3, 700 まで	
					午前 9 時から午後 5 時まで で	4, 110 から 6, 170 まで	

改正後		改正前	
		午後 1 時から午後 10 時まで	4, 940 から 7, 410 まで
		午前 9 時から午後 10 時まで	7, 400 から 11, 100 まで
(略)	(略)		
備考		備考	
1 二以上の利用時間区分を連続して施設を利用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 午前 9 時から午後 5 時まで 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定を適用した後の額を合算した額 (2) 午後 1 時から午後 10 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定を適用した後の額を合算した額 (3) 午前 9 時から午後 10 時まで 午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までの利用料金の額にそれぞれ該当する次項から第 4 項まで、第 7 項及び第 8 項の規定を適用した後の額を合算した額		1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の利用料金は、定額の 10 割増とするほか、次項、第 3 項及び第 6 項の規定を適用する。 2 ～ 5 (略) 6 あらかじめ許可を受けた利用時間を超えて利用時間区分外である正午から午後 1 時まで又は午後 5 時から午後 6 時までにご利用した場合（時間利用を除く。）の当該超過に係る利用料金は、あらかじめ許可を受けた利用時間区分の利用料金（第 2 項及び第 3 項の規定に該当する場合、それぞれ当該規定を適用して算出した利用料金とする。）の時間割計算による額の 2 割増相当の額とする。この場合において、当該超過利用時間が 1 時間に満たないときであっても、1 時間として計算する。 7 会館で公債するために、文化ホール及び楽屋を準備又は練習で利用する場合の利用料金は、定額の 5 割を徴収する。ただし、第 1 項から第 3 項までの規定に該当する場合は、当該規定を適用して算定した利用料金の 5 割を徴収する。	

改正後	改正前
<u>9</u> ・ <u>10</u> (略)	<u>8</u> ・ <u>9</u> (略)